

令和3年3月2日
制定

1. 趣旨

この基本方針は、札幌学院大学（以下、「本学」という。）における公的研究費について、不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うための基本方針を示すものである。

2. 責任体制

(1) 最高管理責任者

本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、その任には学長をもって充てる。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

また、不正防止策の実施状況やその効果等について、重要事項を審議する理事会等において審議を主導し、理事等との議論を深める。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、その任には副学長をもって充てる。

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(3) コンプライアンス推進責任者

本学における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、その任には総合研究所長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

- ①本学における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること
- ②不正防止を図るため、本学の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること
- ③全ての構成員に対し、定期的な啓発活動を実施すること
- ④本学において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること

(4) コンプライアンス副責任者

コンプライアンス推進責任者の指示を受け、各部局のコンプライアンス教育を実施する者として、コンプライアンス副責任者を置き、その任は研究支援委員をもって充てる。

(5) 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、その責任を負うことに留意する。

(6) 監事

監事は、機関の業務運営等を監査し、機関の長に直接意見を述べる立場にあることから、競争的研究費の運営・管理についても重要な監査対象として確認し、理事会等において定期

的に意見を述べる。

3. ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、公的研究費の使用及び事務処理手続に関するルール（以下、「ルール」という。）を明確にし、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

4. 職務権限の明確化

最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

5. 関係者の意識向上と行動規範

(1) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、本学の不正対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書等の提出を求める。

(2) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、次に掲げる行動規範を周知する。

① 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、研究の実施、研究費の使用等にあたり、法令や関係規則を遵守する。

② 研究者は、研究者個人に採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であることを自覚して行動する。

③ 事務局職員は、専門的な能力を持って、公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。

④ 不正防止計画を推進する部署は、公的研究費の不正防止計画の推進に努め、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員はこれに協力する。

⑤ 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、公的研究費に関わる不正行為があると判断した場合は、通報窓口に通報する。

(3) 学内に不正を起こさせない組織風土の形成を目的に、役員を含む全ての教職員を対象に啓発活動を行う

6. 通報等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用

(1) 最高管理責任者は、不正行為に関する通報や情報提供に対応するための受付窓口を設置する。

(2) 受付窓口は、学校法人札幌学院大学内部監査室とする。

(3) 内部監査室長は、通報や情報提供があった場合、速やかに最高管理責任者に報告する。

(4) 最高管理責任者は、公的研究費の不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定める。

7. 不正要因の把握、不正防止計画の策定・実施及びモニタリング

(1) 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し不正防止計画の策定・実施を図るため不正行為防止対策委員会を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

① 不正行為を指摘された研究活動に関する事実関係の解明に関する事項

② 不正行為防止対策に関する事項

③ 不正行為防止の啓発活動に関する事項

④ その他最高管理責任者が必要と認めた事項

(2) 最高管理責任者は、率先して不正防止に対応することとし、自ら不正防止計画の推進及

び管理にあたる。

8. 公的研究費の適正な運営・管理

(1) 統括管理責任者は、本学全体の公的研究費の執行状況について検証し、研究計画に比較し著しく遅れている場合は、その理由を確認するとともに、必要に応じ改善策を講じなければならない。

(2) 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講じる。

(3) 最高管理責任者は、適正な会計経理の執行のため、発注者以外の者による確実な検収を実施するため、検収ルールを別に定める。

9. 情報発信・共有化の推進

(1) 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続、及び使用に関するルール等について相談を受ける窓口を設置する。

(2) 最高管理責任者は、公的研究費の不正防止に向けた取組について、ホームページから発信する。

10. 監査体制

(1) 本学における公的研究費の運営・管理に関する内部監査は、『札幌学院大学における公的研究費の管理・運営等に関する規程』に基づき、内部監査室長が指名した監査人が行う。

(2) 監査は、通常監査として前年度公的研究費を受けたすべての課題についての直接経費の執行についての会計監査と、特別監査として当該年度に公的研究費を受けた課題から一割程度を任意に抽出した課題について、旅費及び謝金の執行、購入物品の管理の適切性についての監査を行う。

附 則

この基本方針は、令和3年3月2日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和6年4月1日から施行する。